

研修受講希望者用

令和4年度認定調査員新規研修の臨時的取扱いについて

1. 概要

例年、東京都における認定調査員新規研修は、受講者が会場に参集する講義形式で実施しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参集形式での研修実施を避ける必要があることから、臨時的な取扱いとして参集によらない研修形式により実施します。

2. 研修教材

原則、下記URLからご自身でアクセスし、履修します。

(1) 「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版」

http://www.nintei.net/3_1text.html

冊子を希望の場合は申込みをした区市町村にご相談ください。

(2) 厚生労働省要介護認定適正化事業HP研修動画

- ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画（認定調査員能力向上研修会／東京会場（平成26年7月16日）の講義模様、1時間24分50秒）
- ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（20分10秒）
- ・eラーニングに収録されている動画（1時間11分50秒）

http://www.nintei.net/2_1ksksr.html#1

※eラーニングシステムの「学習教材」にも同じ教材が収録されています。

(3) 認定調査員向けeラーニングシステム

<https://www.learningware.jp/e-nintei/ps/Default.aspx>

※ログインIDとパスワードが必要になります。

3. 受講方法

- (1) 受講を希望する方は、区市町村に対して受講を申し込みます。（申し込み方法は、それぞれの区市町村の介護認定所管窓口にご確認ください。）
- (2) 申請後、区市町村からeラーニングのログインIDとパスワードを受け取ります。
- (3) ログインID等の受領後、2の「研修教材」について、次の順番で履修します。
 - ① 2（1）の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解します。
↓
 - ② 2（2）で指定する動画を全て視聴し、内容を理解します。
↓
 - ③ 2（3）の認定調査員向けeラーニングシステムに収録されている「問題集」のうち、次の3つの問題をシステム上で回答します。

・初回アンケート

↓

・全国テスト12

↓

・初学者問題集

(4) 上記(3)の受講後、区市町村が受講結果を確認します。(確認時の連絡等については、区市町村の介護認定所管窓口にご確認ください。)

(5) 区市町村からの報告を受け、東京都は履修を確認の上、研修修了者名簿に登載します。区市町村を經由して送付した研修修了証をもって調査が可能となりますが、東京都で研修修了者名簿の登録が済みましたら認定調査員としての資格は有するため、お急ぎの場合は区市町村通して名簿登録のご確認をお願いいたします。

(6) 研修修了者名簿への登載後、東京都は必要に応じて区市町村を通じ、研修内容を補足する研修資料をお配りします。今後の認定調査に関する知識・技能向上のための学習や、認定調査の実務の中で活用してください。

4 研修の履修期限

臨時的取扱いは令和5年3月31日までの運用とし、受講者はその間に受講を終了します。なお、区市町村が個別に期限を定める場合は、その期限を優先します。

(区市町村の運用については、区市町村介護認定所管窓口にご確認ください。)

5 その他

(1) 本通知に係る取扱いは、今後の国の通達及び社会情勢等により変更することがあります。変更する場合には、別途通知します。

(2) 研修に関してご不明な点や確認事項がある場合は、区市町村の介護認定所管部署までお問い合わせください。

<担当>

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課介護保険担当 岸川、岡安、森下

電話：03-5320-4292

FAX：03-5388-1395

【フロー図】

